様式第七号（第十条の二関係）

神奈川県指令　湘セ第３２５号　　許可番号０１４１３００３７７７

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　神奈川県横浜市戸塚区深谷町１８８１番地

氏　　名　　株式会社ＥＣＪ

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　重成　敏夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の２第１項　の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

許可の年月日　　令和　５　年　７　月１９日
（初回許可年月日　平成　５　年　７　月　１　日）
許可の有効年月日　　令和１０年　６　月３０日

１．事業の範囲
（１）事業の区分
収集・運搬（積替・保管を含む。）

（２）産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
ア　収集運搬（積替・保管を除く。）
燃え殻、汚泥（※２）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※１※２）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※２）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※１※２）、がれき類（※１）
イ　収集運搬（積替・保管を含む。）
汚泥（※２）、廃プラスチック類（※１※２）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（※２）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※１※２）、がれき類（※１）
※１：石綿含有産業廃棄物を含む。
※２：水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※３：水銀含有ばいじん等を含む。
（注１）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面記載のとおり

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和　８　年　２　月　６　日　　変更届出（保管場所の配置の変更）
令和　５　年　７　月１９日　　変更許可（積替保管施設の設置
設置場所：神奈川県藤沢市遠藤字北原２００５番２１）
令和　５　年　７　月１９日　　更新許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考
「５．積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

設置場所　神奈川県藤沢市遠藤字北原２００５番２１

面積　　1000.80㎡

・廃プラスチック類	コンテナ１台	保管面積	8.01㎡	最大保管量	8.04㎥
・紙くず	樹脂製コンテナ１台	保管面積	2.11㎡	最大保管量	1.03㎥
・木くず	コンテナ１台	保管面積	8.01㎡	最大保管量	8.04㎥
・繊維くず（畳）	コンテナ１台	保管面積	5.01㎡	最大保管量	3.76㎥
・ゴムくず	樹脂製コンテナ１台	保管面積	2.11㎡	最大保管量	1.03㎥
・金属くず	コンテナ１台	保管面積	8.01㎡	最大保管量	8.04㎥
・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	コンテナ１台	保管面積	8.01㎡	最大保管量	8.04㎥
・がれき類	コンテナ１台	保管面積	8.01㎡	最大保管量	8.04㎥
・石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類）	コンテナ１台	保管面積	8.01㎡	最大保管量	8.04㎥
・汚泥（電池に限る。）、金属くず（電池に限る。）	ペール缶３個	保管面積	0.21㎡	最大保管量	0.06㎥
・水銀使用製品産業廃棄物（電池）	ペール缶２個	保管面積	0.14㎡	最大保管量	0.04㎥
・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）	プラダン箱５箱	保管面積	0.72㎡	最大保管量	0.48㎥
・水銀使用製品産業廃棄物（破損している蛍光管）	オープンドラム缶１本	保管面積	0.27㎡	最大保管量	0.20㎥